

会議名	第48回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会
開催日時	平成29年5月19日（金）午前10時00分～12時00分
開催場所	板橋区役所 9階大会議室A
出席者	<p>[委員 17名]（敬称略）</p> <p>八藤後会長、水村会長代理、桑波田委員、佐々木委員、塩尻委員、曾輪委員、野原委員、杉浦委員、向畑委員、加藤委員、澤口委員、竹澤委員、湊委員（代理）、浅見委員、飯沼委員（代理2名）、濱添委員（欠席2名）</p> <p>[関係機関オブザーバー 1名]</p> <p>篠原いたばし総合ボランティアセンター所長</p> <p>[事務局 7名]</p> <p>（福祉部）小池福祉部長、星野障がい者福祉課長、ユニバーサルデザイン推進係3名、</p> <p>（都市整備部）内池都市計画課長</p> <p>（その他）委託事業者1名</p>
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	2名
次第	<p>第48回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会</p> <p>1 開会</p> <p>2 審議・報告事項</p> <p>（1）聴覚障がい者参加型コミュニケーションツールについて</p> <p>（2）平成29年度事業について</p> <p>（3）ユニバーサルデザインガイドラインの策定（案）について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>資料1 平成29年度事業について</p> <p>資料2 ユニバーサルデザインガイドラインの策定（案）について</p> <p>参 考 心のバリアフリーハンドブック</p>
審議状況	（開会）

1 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから第48回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会を始めさせていただきます。

昨年度、皆様のお力によりまして、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025を策定することができました。この場をおかりして改めて御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(会長)

皆様、おはようございます。区でクールビズをやっているということですので、皆さんも楽な服装での参加のほどよろしくお祈いします。また事務局よりお話がございましたけれども、今回計画をつくることができました。これをもとに、具体的に推進していくことが、協議会としての役割でございます。今年度も引き続きよろしくお祈いいたします。

(事務局)

本日は、マンタル委員・早坂委員が都合によりご欠席でございます。また本日の傍聴ですが、2名の方が傍聴を希望されておりますのでご了承いただきますよう、よろしくお祈いいたします。ここからの審議の進行は、会長にお願いしたいと思ひます。

2 審議・報告事項

(1) 聴覚障がい者参加型コミュニケーションツールについて

(事務局)

昨年度策定しました板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025においては、コミュニケーション支援機器等の活用という事業を掲めました。具体的な手段として、発した言葉を即時に文字化するソフトを、当区のパソコン1台に導入しております。このソフトを活用することにより、聴覚障がいのある方のコミュニケーション向上に資すると認識しております。本日は、このソフトを会議で活用する場合のイメージとして、事業者の方から

プレゼンをお願いするものでございます。皆様方には、機器を活用した情報のユニバーサルデザインについて体験していただければと思います。

（事業者より製品紹介）

（事業者）

ご質問等ありましたらお願いします。

（会長）

会議に参加している人の中で聴覚障がい者が1人だけという場合には、1台のパソコンでマイクを回して発言者が使い、パソコンの画面がプロジェクターに映すようにすれば、1台だけで会議が可能なのでしょうか。

（事業者）

そういった使い方も可能です。しかし、マイクは1つのノートパソコンに1台つけていただきたいと思います。複数の方でお話をされる場合には、人数分のパソコンをご用意いただき、その台数分マイクをつなげてご利用いただくということを推奨させていただいております。本日はマイクを1台しかご用意することができなかつたので、こちらのマイクのみでお話をさせていただいております。しかし実際の会議等では、同時に会話をする使い方をお勧めさせていただいております。

（委員）

2点あります。1つは、例えば2時間の会議だとどのくらいの記録容量が必要なのか。2つ目は、記録したものをすぐにCDなどに落とすことはできるのでしょうか。

（事業者）

データについて、基本的にはテキスト形式で保存しますので、容量もあまり使わないでしょう。テキストファイルに加えて、エクセルで開くことも可能です。またすぐにパソコンへ保存することが可能です。記録したデータについては、メールの添付等が可能です。しかし音声の誤変換がありますので、その部分を修正していなければ、使いづらいかもしれません。

（委員）

これは自分の希望になりますが、この会議が終わった後、すぐにCDやテ

キスト媒体に落とし込んでそのまま持ち帰れるといいなと思いました。今回の製品が聴覚障がい者向けということで紹介をされていますけれども、そういった対応ができるのであれば視覚障がい者にとっても利用しやすい製品となるのではないのでしょうか。

（事務局）

誤変換の問題等は確かにありますが、速記録ができてすぐにデータをお渡しできるようになれば非常に便利になると考えています。ただし、会議にパソコンを用意したり、ソフトを買ったりというようなコストの問題や、実際私たちが機器を上手に使いこなせるようになっていかないといけないという課題もあります。区には聴覚障がいがある職員もおりまして、実際に機器を活用して仕事の指示に使ったり、逆に本人からの意見の表明に使ったりというようなことで、テストをさせていただいています。今後の区における運用については、引き続き研究してまいります。

（委員）

パソコンに接続して、いろいろなことが可能だと伺いましたが、将来的にスマートフォンでも活用可能となるのでしょうか。

（事業者）

スマートフォンは、クラウド版としては利用が可能でして、商品化し販売しております。

（２）平成29年度事業について

（事務局から、資料1について説明）

（会長）

ご意見等あればお願いします。

（委員）

同時翻訳システムと予算措置されていますが、先ほどのシステムのことを指しているのでしょうか。

（事務局）

お見込みのとおりです。

(委員)

公園の整備について、これは単純にバリアフリー化だけではなく、防災機能の充実ということも含まれているということでしょうか。具体的に、どのような整備をされるのかをお聞きしたいです。

(事務局)

事業概要では、地域の庭として区民の憩いの場・緑の拠点となっている公園・緑地について、防災機能の充実やバリアフリー化を進めるということで、ユニバーサルデザインの観点も踏まえた、誰もが利用できる安心・安全な施設を整備するということでございます。具体的に、どこの場所で防災機能をどう拡充するかということについては、これから設計等を進めていく段階ですので、お答えができません恐縮です。

(会長)

既に施設ができていて、あるいは対策のため購入したものもあるとは思いますが。ご意見を出すことによって、決まった予算の中で重視したい内容を変えるという可能性もあるということですよ。

(事務局)

再度の設計、個々については所管課で事業の進め方を取りまとめていくのが基本となります。例えば公園について、こういう点を配慮してほしい、あるいはこういうことがユニバーサルデザインに求められているというようなご発言であれば、それはお聞きして、主管課に伝えていきたいと思えます。

(委員)

先ほどの説明の中に建物や施設の検証というような意味合いで、アドバイザーを選定するという紹介がありました。しかしながら、こういう検証は大事な割には随分予算が少ないなと思えました。説明では区の職員の方がなさることなので、それで予算が少ないのでしょうか。また検証については視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由の方など、当事者の検証がアドバイザーの中に入っているのでしょうか。仮に職員だけで検証されるというのは、不十分であると感じます。

(事務局)

本庁舎南館建設時は、区民の方あるいは当事者の方からもいろいろなご意見を頂戴し、よりよくしていきました。またユニバーサルデザインの考え方でいいますと、あらかじめよく考えて、最初からよい設計をしていくということが重要です。そういう意味では、検証が非常に重要になってきます。つまり、どこが設計上問題だったのかということ、設計者が最終的には理解していく必要があります。

その中で、当然発注していく側の職員がよく勉強しないといけない。そういった意味では、アドバイザーの方にご意見を頂戴しながら、最終的には職員自らが取り組んでいくということが必要と考えています。検証については、職員で点検等を行っています。もちろん区民の方からいただいた意見もその中に反映されていきますので、それが今後の設備の維持管理に役立てる。こちらは当事者の検証というご意見もございましたが、当事者団体の方々に集まっていただきワークショップをするというようなスタイルも、場合によっては一つの方法になろうかと感じます。この点については、実施主体と調整しながら考えていきます。

(委員)

今回掲載されている事業の中で、区民の方や当事者の方々と一緒に参加するようなワークショップ等を組み込んでいる事業は、具体的にあるのでしょうか。

(事務局)

今後の進め方についてはこれからの議論だと思いますが、例えば公園では広く参加いただくワークショップを開催し、地域特性を知って住民の意見を聞くことで、課題の解決はもとより、真のニーズに沿った個性ある公園づくりが可能になるということで主管課が認識しておりますので、今後もこういう進め方がされていくのではないかと考えております。

(会長)

助言・指導を担う学識経験者または専門家という人のイメージについて、ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

アドバイザーにつきましては、ユニバーサルデザインチェックということを実施する過程で関わっていただくことを計画しております。ユニバーサルデザインチェックは、公共施設の改築や改修などを行う際、ユニバーサルデザインに配慮されているかどうかをチェックする仕組みのことですけれども、その際区の知見だけでは足りないところもありますので、福祉や子育てなどに対し、知見を持った学識経験のある専門家の方等に助言をいただくことを想定しています。人選は調整中のためお名前を述べることはできませんが、ユニバーサルデザインに関して造詣の深い方にアドバイスをいただきながら、区でも知識を深め最終的には職員自らがチェックを行う。また、ユニバーサルデザインチェック活用のためにもガイドラインをつくっていくわけですが、ここについては皆様の意見も含め、アドバイザーの方のご意見も踏まえたうえで、ある意味ルールブックとなるものをつくっていきたいと思っていますので、出された意見が施設等に反映されるということになってまいります。

(委員)

質問ですけれども、事業2番目の屋外案内標識デザインガイドラインの策定、これはどういった組織体で実施されることを検討されているのでしょうか。

(事務局)

区では、さまざまな屋外標識を多く策定してきましたが、長い歴史の中でばらばらで統一感なく、二重投資になっていました。今回東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がありますので、これに向けて、例えば、多言語化標記などを一体的に整理、あるいは統合していくことが必要です。そのための屋外案内標識ガイドラインを策定し、地区を定め順次整備を進めていくものでございます。

組織体についてですが、幹事会というものを設けており、都市整備部都市計画課を中心として計6課で幹事を形成し、そこが中心となって全庁的に策定していく体制でございます。

(会長)

技術的なアドバイスができる専門家は入っているのですか。

(事務局)

まずコンサルティング委託を行い、その中で知見を有している方に入ってください予定です。また、こういったデザインにするかなどは来年度以降検討します。

(委員)

区民の声や視点、それを取り入れる仕組みがあると思います。先日上赤塚公園のリニューアルに関するワークショップに参加しましたが、ワークショップが終わった後に基本設計へ入るそうです。そのときに考えたのが、せっかくワークショップという機会があり、様々なニーズや考え方を取り入れただけで終わってしまう。つまり区民の声を集約する仕組みというのが、うまく機能していないなと感じています。区民の声を集約する方法として、ICTの技術をもっと活用してはどうでしょうか。

これは練馬区の事例になりますが、まちの中で感じたバリアを、スマートフォンなどで撮ってそれをアップする。そういった仕切りを低くした集約方法も、検討してもいいのではと感じます。

(事務局)

練馬区や千葉市でも区民の方が感じた不具合やバリアを課題として上げていただくというまとめ方をされているようです。区の職員も数が減っていますので、点検も昔のように四六時中外を歩き回って見ているということができない状態が生じています。数が少なく、区もこれから考えていくところだと思いますが、区民との協働のあり方として、非常に有効な手段の一つだと思います。

また意見を収集する仕組みについて、広聴広報課へメールでご意見をいただく仕組みなどができているわけですけれども、まだまだ敷居が高く壁があると感じますので、今後はそういったご意見も踏まえながら、より改善されていくとよう検討します。

(委員)

区民との協働ということで、区の担当職員の方がすべてをやるというのは、大変な労力が必要になると思います。やはり地域で活動しているNPO団体などもありますので、区民との協働事務として、ある程度予算を確保しつつ、そういった仕事をNPO団体に委託するやり方もあるのではないのでしょうか。

(事務局)

今回いただいたご意見については、区の中で共有したいと思います。

(3) ユニバーサルデザインガイドラインの策定(案)について

(事務局から、資料2について説明)

(会長)

ご意見等あればお願いします。

(委員)

目的に関することですけれども、今回職員向けのガイドラインを策定し、職員の理解を深めるとされています。ユニバーサルデザインに関する職員の理解度というものが、現状どのように把握されていて、策定をしたことによって、理解度がどう変わるかというところに話がいくと思います。

そこで、現状の理解度をどのように把握しているかについてお聞きしたいと思います。策定したことによって、職員の理解がどのくらい変化したかを、区民にも伝える必要があると思いますので、まずは現状をしっかり把握しアクションに取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今回、職員向けのアンケート等はとっておりませんので、職員個々の理解度については、まだ把握はしておりません。しかしながら、区民アンケートの中では、ユニバーサルデザインの理解度が高いとは言えずどちらかという低いという状態にありますので、恐らく職員もほぼ同じレベル、あるいは少しよい程度と考えています。どのくらい理解されているのか、ちゃんと向上したのか、あるいは理解が進まないならなぜなのかという点については非常に重要だと思いますので、しかるべき時点で職員の理解度な

どについては推し量りながら、成果が出るようにしたいと思います。

また行政職員である以上ものづくりをしますし、また障害者差別解消法なども施行されているところですから、私ども障がい者福祉課としては、そういった理解も含めて職員教育を進めたいという思いもございます。ユニバーサルデザインの中でも、障がいの特性や、高齢の方、子育て中の方についての困りごとの状況なども共有し、区民の福祉に努めていきたいと考えております。

（会長）

これだけのものをつくるわけですから、効果があった、あるいは部分的にはあったなどいろんな知見を得たいと感じます。策定まで時間がありますので、何らかの形で現在の意識を把握する。またガイドラインを策定し1年ぐらい経過したのちに同じものを比べてみて検討材料にするというのも、ガイドラインの評価をするときに重要なものになるのではないかと思います。ご検討いただいて、実施できるものはしていただきたいと思えます。

（委員）

障害者差別解消法に対応した職員対応要領がすでに規定されていて、プラス今度は、ユニバーサルデザインに対応したガイドラインを策定すると。2つの対応要綱というのは、全く別個に策定されるのか。またはある程度、障害者差別解消法に対応した職員対応要綱のノウハウを生かし、ユニバーサルデザインのガイドラインにも活かすという整合性があるのでしょうか。

（事務局）

職員対応要領とガイドラインについては、同じ課内で作成しているものとなりますので、相互に連携しながら作成してまいります。目的こそ違いますが、障がいのある方や高齢の方、お困りの方の理解ということは共通しますから、共通部分についてはすり合わせをしていきたいと思えます。しかしながら、その次のアクションはそれぞれ別になりますので、特性を活かし、しっかりとわかりやすくということで進めていきたいと思

ます。また合理的配慮の中には、施設の改善なども入ってきますので、そういう意味では相互にリンクしていくものだと思います。一つにすることが望ましいですが、そこは厳しいと思いますので、それぞれ別に策定を行います。

(委員)

障がい者の立場からいうと、合理的配慮の提供の中にユニバーサルデザインの考え方があると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

誰もが住みやすくなることがユニバーサルデザインの根底ですから、当然合理的配慮もそこに包括されていますし、相互に密接に連携していくものだと考えています。

(会長)

利用者は一人ですから、幾つも評価があるというよりは、政策は複数あったとしても、一つの評価で包含できるのではないかということも、一つのご意見としてあったということをお願いします。

(委員)

参考として配られたハンドブックを新しくつくるといっていいのでしょうか。

(事務局)

ハンドブックを新しくつくるといっていいのではなくて、ハンドブックとは違う目的を持ったものを、ハンドブックを参照しながらつくるといっていいになります。また心のバリアフリーハンドブックについては今も配布をしているものでございます。古くなってきているので、いつかの時点で新しいものをつくっていく必要があるのではないかと認識はしておるところです。

一方、ユニバーサルデザインガイドラインというのは、バリアフリーの範囲を広げて、ユニバーサルデザインの概念を区民の方にも知っていただく目的もあります。その前段として、職員向けのガイドラインをつくるというようなことで動いているものですから、最終的には一つのものになっていったほうがよいのではないかとしつつ、検討を進めているところでご

ざいます。

（委員）心のバリアフリーハンドブックの中の最後の表について、聴覚障がい者の国際マークとして載っています。しかしこれは現在使用されていません。こちらは耳を切るようなマークであると他国から指摘され使用しなくなりました。もし変えられるのであれば、現在の全日本ろうあ連盟で手話マークを使用しておりますので、こちらを使用していただければと思います。

（事務局）

ご指摘ありがとうございます。正誤表等を入れて冊子を配布する等検討させていただきたいと思います。また、新しくつくるガイドラインについては最新の情報に更新していきたいと思います。これは職員向けではありませんけれども、最終的にはウェブ上で公開したいと考えております。広く区民の方や関係団体の方にも見ていただきながら、常に最新状態を維持していけるように進めていきたいと思っています。

（会長）

聴覚障がい者のシンボルマーク（耳マーク）がありますけれども、区役所南館のエレベーターにこのボタンがつけられております。これについて、後から評価を受けたときに、必ずしも適切ではないというご指摘がございました。エレベーターのボタンのデザインについてもチェックをしましたがこの点については見落としまして、現在もこのマークになっています。そういう意味では、時代や背景などもいろいろとございますので、そういう点も引き続きリサーチをして、調査をして進めてください。

（委員）

耳マークについて。あれは難聴者団体のマークであって、聴覚障がい者というわけではないです。そのため誤解がないようにしていただきたい。

（事務局）

利用の仕方等を再度確認させていただいて、より適正なものになるように考えていきたいと思います。

（委員）

3点ほどあります。「PDCA」という言葉もありましたが、ユニバーサルデザインですと「スパイラルアップ」という表現が適正かと思います。スパイラルアップのための体制づくりや具体的な実施方法というものが、推進していく上で一番コアになるとと思いますので、現状の掲載項目案（1）②の価値向上要件というところにそういうことを記載し明確に位置づけしてほしいということ。

また（2）ソフト面のユニバーサルデザイン②について、印刷物などの作成といってしまうと、限定的な印象があります。恐らく印刷物もそうですし、看板、掲示、メール上の情報公開など、いろいろなものが入ってくると思いますので、ここは情報伝達時の配慮事項のようなもう少し広い概念にしてはどうかということが2点目です。

3点目が（4）当事者の特性について、ユニバーサルデザインという概念を標榜しているときに、「当事者」という言葉がぴんとこない。どのような人でも使えるということがポイントですので、ここは多様な人々や多様な利用者の特性ということにしてはどうでしょうか。その中に妊婦・子育て中の方は入っていますが、これは大人サイドの話で、子ども自体、若者または青少年ということも位置づけられるべきではないかと思います。またLGBTの方への対応、例えばトイレでの性差別の対応など、そういうものも取り上げられるようになってきていますので、そのあたりのことも位置づけるべきと考えます。

LGBTとは自分の体と精神的に持っている性別が別々なので、それをどちらかに変えている方たちです。具体的には生物的には男性ですけれども、女性の姿をして社会生活を送っている方、あるいはその逆の方のことをいいます。少しずつそういったことをきちんと受けとめてほしいという声が増えていますので、特にこのユニバーサルデザインの対応の中で受けとめるべきなのではないかと思います。

（事務局）

スパイラルアップについて、価値向上要件のところへというご意見をいただきました。確かにここにスパイラルアップの方法等についての記述はあ

りませんので、場所は検討させていただきますが、位置づけてまいりたいと思います。

次にソフト面のユニバーサルデザインについて。印刷物などということよりは情報伝達方法へということで、そこは広い概念に改めていきたいと思っています。

最後に当事者という言葉の使い方について。今回の表記については、すべてを書いてしまうと焦点がぼけてしまうものですから、あえてこういう書き方をしました。しかしながら、ユニバーサルデザインは全ての人が対象ですので、章立ても含めて研究していきたいと思っています。

(委員)

3点ほどあります。まずソフト面の部分、特に接遇について。ここの部分で大きくクローズアップできるものとして、窓口対応があると思います。昨年大田区で窓口サービスのガイドラインというものを策定しておりまして、そこでは区民の方からヒアリングを行いながら、窓口でどんな困りごとがあるかなどを当事者から吸い上げ、最終的にチェックリストの形にしたということがありました。本庁舎と出先機関で共通部分もあろうかと思っていますけれども、窓口というところはとても大事ですので、しっかりと取り組むべきことではないかと感じました。

2つ目は、ハード面、特に維持管理の部分について。今回南館が新しくなって、一つしっかりとした形でサインをデザインされたかと思っています。こういうものを広く区の保有の施設に展開させていくような仕組みが必要なのではないかと思っています。庁舎のサインをどう維持管理していくかということを検討されているかと思っていますけれども、好事例を区の庁舎にどう展開させていくかということも、検討していただきたいと思いました。

3つ目は屋外案内標識について。昨年大田区でサインのガイドラインを策定しました。そこでは既存のサインが多くあるなかでどう活かしながら改善していくかということを検討したところ、どうしても制約条件が大きくなり、結局は維持管理のマニュアルのような形になってしまう。つまり表

示面だけの話になってしまうということですね。ですから、制約条件もあるかとは思いますが、全体計画を立てて、未永く使えるようなものにしていただきたいと思います。

（事務局）

まず、窓口について。区では本庁舎総合窓口開設後、1階から3階にある窓口の課が一堂に集まり常時定期的に会議を行って、PDCAに努めています。その中で利用者のアンケートもとらせていただきました。その結果、おおむね90%ほどの方がよくなったということで評価いただいている状態です。一方、サインの位置等については動線の問題等が露見してきましたので、こちらの窓口検討会でサインの位置を変えたり、場所を張りかえたり、記載台の位置を変えたりというようなことをして見直しを図っています。さらに職員の接遇のハンドブックについては、人事課で作成をしております、その中にも障がいの理解やお困りの方に対する対応について盛り込んでいます。

また屋外標識のガイドラインをつくる前段として、屋内をどうするかという課題が出ておまして、本庁舎南館改築時に得た知識をほかの施設にも同様に展開していくという取り決めをしています。ですので、今後整備する施設については本庁舎と同じようなコンセプトで案内標識を整備していくということになっております。

最後に屋外標識についてです。これはばらばらにやっけてしまうと、各課がおのこの自分の所管のものをつくってしまいもとに戻ってしまいますので、今回は全体的に行います。例えば、駅を降りたら広域の地図がある。そして対象とする拠点をどこに定め、そこに対する案内を適切なレベルで行っていくか。来年度以降になりますけれども、どのようなものが望ましいかについて議論されていく予定でございます。

（委員）

ソフト面の部分ですけれども、特に窓口に関してはソフトとハードの連携というのがとても大事だという点を、ぜひ盛り込んでいただければと。

（事務局）

区では、都内初の受付案内システムを導入しています。これがまさにソフトとハードの連携です。お客様の気持ちになり、どういう場所で案内を受けて、記載台に向かって申請書を出していただき、どういう場所で待つかということは、切り離しては考えられません。デザインガイドラインの中にも、その要素を落とし込んでいきます。

(委員)

好事例や事務局に伝えられるものについて、3点お話しします。

今ではどこにでも障がい者用の駐車場スペースをつくられることが義務づけられていますけれども、一見して一般の人ではないかと思われるような方が当たり前前に停めているところを見かけます。なぜ停めてはいけないのか、なぜ障がい者だけが便利なところに停められて、一般人が停めてはいけないのかという意見もあります。その点、川口市では車のフロントガラスにつけるマークを発行しています。これは障がい者や高齢者に対する優先駐車マークでして、公共施設などは、駐車場のスペースにマークをつけている人は停めてよいと大きく表示されています。もちろん駐車場を増やしていただけるのが一番ではありますが、同時にそのような表示も検討していただけたらうれしいと思います。

また、知的障がいは見た目ではわからず、理解するのが難しいというところでは、例えば、東京都手をつなぐ親の会のホームページには、知的障がい者本人向けの新聞が掲載されています。とてもわかりやすい内容で書かれていて、ルビも振ってあるのですけれども、子どもに向けたような言い回しではなく、きちんと大人として対応できるような広報新聞が載っているので、それも何かの参考になるのではと思います。

さらにいえば、実際に障がい者の人と触れ合う機会が進むことで理解も深まるのではないのでしょうか。区では身体障がい者を雇用されているようですけれども、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者なども雇用が進めばと考えます。せっかく「ガイドラインをつくりました、これに沿ってやりましょう」といっても、実際にその人の特性などを知らなければ、これに見合ったものはできないのではないのでしょうか。例えば、豊島区では

区役所の中で知的障がい者や発達障がい者がお掃除チームを組み掃除しています。このように、当たり前隣に隣にいるような仕組みがあればよいのではと思います。

(事務局)

駐車場の問題につきまして、まずマークをつくるというのも大変よいアイデアでしょう。例えば、今ヘルプマークが普及してきていまして、これは全国レベルになるということが、経済産業省で決まっているようです。片や理解が進まない、新しいマークをつくって何か置いても、結局ズルをしているのではないかと、という目線で見えてしまうということもあります。ですので、川口市の事例はぜひ研究させていただき、今後検討していきたいと思います。

一方、歩くことが難しい方などの困りごとがある人の気持ちを理解していかないと解決しない問題でもあります。ここは差別解消法や今回のガイドラインなどでPRをしながら、しっかりやっていきたいと思います。

また新聞の件は、私も知らなかったのでぜひ一読させていただきます。区の情報提供のあり方としても、非常に参考になりそうです。

それから、障がいがある方の就労です。これは非常に耳の痛い話だと日々思っています。区でも法定雇用率を守ってもらい雇用してもらおうようさまざまなところに働きかけをしている立場ですので、区として障がい者雇用に取り組むべきであるということをおっしゃられています。人事課等とも連携しながら、身体障がい者の雇用は進めているのですが、職種の問題等もあり知的障がい者の雇用が進んでいないというのは事実ですから、進めていく方法について、協議していきたいと考えます。

また、参考事例としてチャレンジ就労というものを行っています。知的障がい者が、私どもの事務室で一生懸命働いていただいている姿を見ると、一緒に働くことで理解も進むというのは、私も体感として理解できますので、ぜひそういうところの受け入れ先が広がればと考えます。しかしながら、チャレンジ就労をしていただける方が少ないというのが正直なところで、今のところは精神障がい者が比較的多くなっています。

(委員)

案内に関して、ソフトとハードというご意見がございました。これは私が区民として区役所本庁舎南館に行った時のことですが、階数を確認しないでエレベーターを降りてしまいました。ここは何階だろうかと周りを見渡してもわからなかったので、たまたま通りかかった職員の方に教えていただきました。ところで、ここは何階という表示はどこに書いてあるのでしょうかと伺ったら、向こうに書いてありますよと教えてもらいました。例えば、降りたところにあるカーペットなどに階数が記載されていれば、ここは何階だとわかるのではないのでしょうか。そうすると、子どもでも、目に障がいがある人にとってもわかりやすい表示になると思います。もう一つ、このユニバーサルデザインに関する会議は板橋区だけなのではないでしょうか。それとも、各区で発足させていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

エレベーターを降りてすぐ前を見ていると階数が目に入らないということもあるので、フロアによってはフロア案内を目に触れやすい場所に移す工夫をしております。今回いただいたご意見は、庁舎を管理している部門に伝えます。

もう一つが、ユニバーサルデザインの会議を他のところでやっているのかというお問い合わせかと思います。区で把握しておりますのは、世田谷、足立、大田、新宿、品川の5区で動きがあります。ユニバーサルデザインはこれから発展する分野ということで、私どももある意味パイオニアとして皆さんの意見を聞きながら、一緒に頑張っていきたいと思っているところでございます。

(委員)

ユニバーサルデザインというところで、高齢者の施設というところもユニバーサルデザインになると思いますが、ある地域センターはまだ土足厳禁で、高齢者の方が入ろうとしたときに、車椅子でもだめ、つえでもだめ、シニアカーで引っ張っていても、玄関先に置いて、そこから歩かなければいけないようです。そのため、どうしたらいいですかということを相談

させていただいたことがありました。確かにいこいの家を利用して地域センターにしたという経過はあるにしろ、全体のところも見て進めていかなければならないというチェックを入れていただきたいと思います。

(事務局)

その件については、報告が私どもにもありまして、施設の使い勝手や、床の素材に課題がありまして、そのような運用になっていると聞いております。今すぐ、お答えができなくて恐縮ですが、主管課と調整しながら、便利に使えるように進めてまいります。

(会長)

策定期間について、平成29年11月以降とされていますが、11月に何ができていて、何ができていないのでしょうか。

(事務局)

決めていく時期としてご理解いただければと思います。今回さまざまなお意見をいただきながら策定する関係上、次回の会議が11月にございますのでそれより後に決めていきますということとしております。そのため、次回の協議会では具体的な案をお出しして、同じようにご意見を頂戴できればと思っております。

3 その他

(事務局)

次回の協議会の予定ですが、11月2日午前10時から南館4階の災害対策室で開催させていただきます。開催日が近くなりましたら、通知文を送らせていただきます。

また、本日の協議会についてご意見等がございましたら、随時事務局までお寄せいただければと思います。特に好事例等については、時間の関係でご発言いただけなかった方も多数おいでかと思っております。いろいろなご意見をいただきながら進めていきます。今年度もご協力をよろしくお願いいたします。

(会長)

	<p>ほかに何もありませんでしたら、これで閉会といたします。長時間にわたりまして、ご議論ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p> <p>(閉会)</p>
所管課	福祉部障がい者福祉課ユニバーサルデザイン推進係 (電話：3579-2252)